

日本登山医学会公認山岳看護師制度について

日本登山医学会専門制度委員会
専門看護師制度運営委員会

1. 背景と検討開始の経緯（専門医制度より抜粋）

これまで、山岳医・看護師制度については、「国際山岳連盟医療部会(UIAA Med Com)、国際山岳救助協議会(ICAR)、国際登山医学会(ISMM)に認定された国際山岳医・看護師と、日本登山医学会が認定する国内山岳医・看護師の認定医制度」と説明してきた。

このうち、「認定国際山岳医・看護師」については、「救助隊と一緒に行動できる体力及び技術を身につけた医師・看護師」というコンセプトのもとで、山岳ガイドによる合否判定を軸に、日本登山医学会として認定してきた。そして、当初から、「国際認定」に届かない場合の救済策または一部免除コースとして「日本登山医学会認定国内山岳医・看護師」認定も導入され、次第に「国内山岳医」「国内看護師」を目指す会員が増えている。

しかし、当初からの解説は、以下の誤解を与える恐れがあることが判明した。

① 国際山岳連盟医療部会(UIAA Med Com)、国際山岳救助協議会(ICAR)、国際登山医学会(ISMM)に認定されているのは日本登山医学会のカリキュラムであって、修了者個々が認定されているわけではない。

② 「国内山岳医・看護師」については、なんら国内山岳医療における能力を示すものではなく、わが国の国内山岳医療に対応するためのカリキュラムも検討されないまま、日本登山医学会として認定証を交付している。

③ 「International Diploma of Mountain Medicine (DiMM)」は、文字通り diploma であり、わが国国内の医学会等において使用されてきた「認定医」とは異なり、むしろ学位に近い概念である。

一方で、わが国の山岳医療の中心となっている医師・看護師の多くは、DiMM や国内認定山岳医・看護師の制度と関係なく、夏山診療所や登山者検診ネットワーク等において実臨床の診療活動を展開している。

日本登山医学会として認める制度であるならば、こうしたいわば捻じれた状況を整理する必要がある。

このため、すでにエントリーしている受講生は守りつつ、新たなエントリーを休止し、ワーキンググループにおいて、求められる山岳専門医・看護師像を明確にし、学会活動としてあるべき制度はどのようなものか、検討を重ねた。

1
2 2. 日本登山医学会としての山岳看護師制度の創設の必要性
3

4 日本登山医学会は登山医学に関する専門家の学術団体である。学会となって15年を経過
5 し、登山医学の推進とともに、得られた高所での病態や対応に関する研究成果や経験をもと
6 に、山岳地域での診療等、医療の実践と知識の普及活動を通じて、国内外の登山者の安全、
7 さらには高地を訪れる海外旅行者の安全にも貢献している。

8 一方で、超高齢社会において、高齢登山者、高齢者の海外高地旅行者も増加し、医学・医
9 療的支援の必要性は高まっている。

10 こうしたなか、山岳医療の専門家の水準を維持、向上させることは学会としての責務であ
11 り、これを明示するため、専門医制度が創設された。これに伴い、同目的として山岳看護師
12 制度の創設を提案するものである。

13
14 3. 看護師における制度について
15

16 [1] 看護師における制度については、認定山岳看護師小委員会にて検討、山岳医制度検討
17 WGにて承認、学会理事会にて制定されたものである。

18 [2] 応募資格、移行要件、更新要件として、求める要件は医師向けに準じる。

19 [3] 「認定看護師」「専門看護師」は(公社)日本看護協会の登録商標であることに留意し、名
20 称は『日本登山医学会公認山岳看護師』とする。

21 [4] 保健師助産師看護師法の適用を越えない範囲を保守。

22 [5] 取得および更新条件として、専門看護師運営委員会主催の研修会の修了を課す。

23 [6] 看護師へのDiMMは同様に維持する。

24 [7] 看護職賠償責任保険への加入を推奨する。

25 [8] BLS、ACLSまたはICLS、JPTEC、山岳におけるファーストエイド講習の受講を推奨
26 する。

27
28 4. 求めるべき学会公認山岳看護師像
29

30 **【最新の山岳医療の知識を持ち、山岳領域における看護師の専門的能力がある】**

- 31 - 山岳領域における専門的能力がある。
- 32 - 最新の登山医学の知識がある。
- 33 - 登山医学における研究活動がある。

1
2
3 5. 山岳領域における看護師の専門能力について
4

- 5 【1】 傷病者を含むケア提供者などに対して、卓越した看護ケアを実践する。(実践)
6 【2】 傷病者および同行者などに対して、コンサルテーション(相談)を行う。
7 【3】 必要なケアを円滑に行うために、携わる人々の中でのコーディネーション(調整)を行う。
8 【4】 専門知識および技術向上ならびに開発を図るために、実践の場における研究活動を行う。
9 (研究)

10
11 6. 申請要件

12 下記、【1】【2】【3】のすべてを満たす者、もしくは【4】を満たす者が申請を行
13 う事ができる。

14 【1】 学会員であり、学会費を滞納していないこと。

15 【2】 臨床経験5年以上又はそれに準ずる経験を有する看護師(保健師・助産師)

16 * 要在籍証明

17 * 山岳領域における看護師の専門能力を発揮し、実践の場でケアを自立して提供できるレ
18 ベル。(例: クリニカルラダーレベルⅢ以上)

19 【3】 以下の山岳領域における看護実践経験が3回以上ある。(5年以内)

20 ① 山岳診療所・救護所での実践経験

21 山岳診療所で活動している医師(学会員が望ましい)による活動履歴証明書を要す
22 る。

23 ② 山岳医療活動の実践経験

24 山岳における救護活動及びパトロール活動の経験とする。

25 これに関しては、活動履歴証明書が必要となる。

26 私的や個人山行とみなされるパトロールはそれに値しない。

27 ③ 上記のいずれでもないが、山岳スポーツ競技会等の救護活動、海外登山・学校登山・
28 ツアー登山等の帯同など、山岳看護実践に準じる経験内容を記した活動履歴証明書が
29 必要となる。

30 * なお、【2】【3】については専門看護師制度運営委員会により個別に審査する。

31 【4】 DiMM 保持者または日本登山医学会国内認定山岳看護師であること。具体的要件は第9
32 項のとおり。

7. 新規の取得要件

[1] 学会員であり、学会費を滞納していないこと。

[2] 申請を受理され、規定の申請料を納入していること。

[3] 受講すべき項目と単位は表1のとおり4分野21単位。

申請を受理されたのち、所定の受講項目を申請受理から5年以内に修了すること。

ただし、修了するまでの間にプログラム内容が改訂された場合、受講内容の新旧は問わない。プログラムの見直しにより単位数が増減した場合、申請が受理された時点の単位数を求める。

なお、DiMM 保持者および日本登山医学会国内認定山岳看護師からの移行（第9項）においては緩和要件を適用する。

[4] 認定取得後は、5年ごとに更新のための実践と研修を求める。

[5] 登山技術については、e-Learningのみならず、学術集会期間中に学会として開催する実技講習会への参加または同等の講習会への参加を推奨する。

[6] 可能な限りDiMMとプログラムを共用する。

[7] 専門看護師運営委員会主催の山岳看護師研修会への受講（1回以上）

8. プログラム

表1. プログラム

分野	項目	講師
基本分野 6単位	1. 運動生理学	山本正嘉
	2. 高山病：病態と治療	花岡正幸
	3. 低体温症：病態と治療	金澤英紀
	4. 凍傷：病態と治療	鈴木崇史
	5. 熱中症・脱水症・：病態と治療	水越英四郎
	6. 医事法規	上家和子
山中の医学Ⅰ 6単位	1. 胸腹部・骨盤外傷：危険な病態	坂口幸治
	2. 特徴的な筋骨格系外傷	油井直子
	3. ボルタリング外傷	油井直子
	4. 中枢神経外傷	黒田敏
	5. 中枢神経系疾患	草鹿元
	6. 有害動植物・有害ガス・雷・紫外線	草鹿元
山中の医学Ⅱ 3単位	1. 糖尿病・代謝疾患	草鹿育代
	2. 循環器疾患	市川智英
	3. 小児の特殊性	清水翔一
登山技術 6単位	1. 登山実践	安藤真由子
	2. 山岳気象	渡辺均
	3. 山岳遭難	久保田賢次
	4. 救急搬送とヘリコプター救助	齋藤繁

	5. 海外登山	原田智紀
	6. 登山前相談	原田智紀
看護	山岳領域の看護（研修会受講）	

看護以外はオンデマンドのe-Learningであり、Moodleシステムによって配信する。
1 単元は概ね60分で、大部分の単元は視聴しやすさを確保するために3分割している。
各単元には視聴後確認設問を設けている。視聴を完了し、設問に正解した時点で単位が付与される。

9. 認定国内山岳看護師における移行措置およびDiMM保持者における取得要件

- [1] 学会員であり、学会費を滞納していないこと。
- [2] 『認定国内山岳看護師』が「公認山岳看護師」に移行する、または、DiMMを取得している看護師が「公認山岳看護師」を重ねて取得するための要件としては、現行の制度で求めてこなかった看護実践経験を求めることとし、具体的には以下のいずれかを満たしていることを要件とする。また、初回については、申請料と表1の受講は免除する。
- [3] 以下の山岳領域における看護実践経験が3回以上ある。（申請日からさかのぼり5年以内の活動）
 - ① 山岳診療所・救護所での実践経験
山岳診療所で活動している医師(学会員が望ましい)による活動履歴証明書を要する。
 - ② 山岳医療活動の実践経験
山岳における救護活動及びパトロール活動の経験とする。
これに関しては、活動履歴証明書が必要となる。
私的や個人山行とみなされるパトロールはそれに値しない。
 - ③ 上記のいずれでもないが、山岳スポーツ競技会等の救護活動、海外登山・学校登山・ツアー登山等の帯同など、山岳看護実践に準じる経験内容を記した活動履歴証明書が必要となる。

*なお、②③については専門看護師制度運営委員会により個別に審査する。
- [4] 『国内認定山岳看護師』は新制度発足後3年を以て終了する。
- [5] 新制度への移行措置期限は新制度発足後3年とする。
- [6] 新制度への移行または取得後は5年ごとの更新のための実践と研修を求めることは制度発足後の新たな取得者と同様である。

10. 更新要件

- 1
2 [1] 更新期間は5年とする。この間、学会員であり、学会費を滞納していないこと。
3 [2] 5年以内に表2（公認山岳看護師更新条件）を充たしていること。
4 [3] すべての公認山岳看護師を対象とする。ただし、更新時満70歳に達している会員につ
5 いては、表2のうち、Vを免除する。
6 [4] 留学、病気、出産等の事情により期間中に必要な活動が困難な場合の猶予については別
7 途、可及的速やかに定める。
8 [5] 更新期間までに表2のⅠ～Ⅳに加え、①～⑧の内から合計10点以上取得すること。
9 ただし、①～④は6点以上取得。（要活動履歴証明書）
10 [6] 5年間のなかで、プログラムの内容が改訂された場合、内容の新旧は問わない。また、
11 単位数が増減した場合、少ないほうの単位数とする。
12 DiMMにおける更新制度とは可能な限り要件を共有するが、審査はそれぞれ独立して行う。

13
14
15 表2. 公認山岳看護師 更新条件

Ⅰ 対象期間を通じて学会員であり、学会費等の滞納がない	必須
Ⅱ 更新対象期間5年間の内に2回以上、学術集会に参加している(web参加を含む)	必須
Ⅲ 更新対象期間5年間の内に表1のプログラム21単位(e-Learning)を再受講	必須
Ⅳ 山岳看護師研修会 更新期間5年間に1回以上の参加	必須
V 上記Ⅰ～Ⅲに加え、更新期間中に下記の①～⑧内から合計10点以上を要する ただし下記①～⑧による活動実績が6点以上必要	10点以上 6点以上
① 山岳地域で高地肺水腫,高地脳浮腫,高エネルギー外傷のいずれかの診療の補助および療養上の世話(症例報告要)	3点
② 山岳診療所・救護所で2日間従事 ③ 3日間以上は1日2点ずつ加算 ただし、上高地・徳沢・西穂高・富士吉田・富士宮・富士5合目・雷鳥沢・乗鞍畳平等、アクセスに登行不要の診療所での診療活動においては、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	2点 2点/日
④ 国立登山研修所または日本登山医学会主催の研修会等への講師・スタッフでの参加 ⑤ 学校登山、ツアー登山等の団体登山への帯同看護師としての参加 ⑥ 山岳スポーツ競技会等における救護看護師 ただし、2500m未満山域での活動の場合は、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	1点/日 1点/日 1点/日
⑦ 海外登山への帯同看護師としての参加 ⑧ 海外高所旅行団への帯同看護師としての参加	1点/日 1点/日

ただし、2500m未満山域での活動の場合は、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	
⑨ JSMM 登山者検診ネットワーク活動実績	1点/例
⑩ 山岳救助隊への助言	1点/日
⑪ 山岳医療パトロール	1点/日
⑫ 登山口での活動 *同日に山岳医療パトロールと登山口での活動を行った場合は、1点/日とする ただし、2500m未満山域での活動の場合は、加えて2500m以上の高山への山行実績が少なくとも更新期間中に1回必要。	0.5点/日
⑬ 登山医学または同等以上の専門誌に筆頭著者として発表	10点
⑭ 登山医学または同等以上の専門誌に共著者として発表 〔5/著者数〕点 小数点は切り上げ	5点/著者数
⑮ 登山医学会学術集会で演者として発表	5点
⑯ 登山医学会学術集会に共同演者として発表〔3/演者数〕点 小数点は切り上げ	3点/演者数
⑰ 国際学会（ISMM、APSM、WMS、HYPOXIAなど）で演者として発表	5点
⑱ 国際学会（ISMM、APSM、WMS、HYPOXIAなど）で共同演者として発表 〔5/演者数〕点 小数点は切り上げ	5点/演者数
⑲ 医学誌以外への登山医学に関する著述	5点
⑳ 登山医学会経由、または公的団体、山岳団体、山小屋から依頼された登山医学に関する講演、講習会講師（補助講師を含む）	5点 補助講師 2点
㉑ その他、上記のいずれかに準じる活動として詳細を報告し、更新審査委員会(仮称)による個別審査を受けた場合	上限5点
㉒ 学術集会時のセミナー・登攀技術講習会への参加	推奨

1

2 11. 申請料・受講料・更新料

3

4 申請料、更新料、受講料は受益者負担の原則のもと、e-Learningシステムの構築維持、および
5 名簿管理、e-Learningの企画、制作、講師謝礼、改訂作業、および受講・採点管理その他審査事
6 務等の経費に充当する。

7 [1] 新規申請料は10,000円。移行措置対象者、DiMM保持者の新規更新料は免除する。

8 [2] 初回受講料は1単位3,000円。

9 移行措置対象者、DiMM保持者の初回受講料は発生しない。(受講免除の為)

10 [3] 更新料は10,000円、更新受講料は1単位1,500円。次の5年間の為に公認山岳看護
11 師名簿に登録した時点で請求する。

12 [4] 山岳看護師研修会の参加費用は別途徴収する。

13

1 12. 申請受付

2 2022年3月より、WEBによる申請受付を開始する。

3 これに先立ち、個別問い合わせ窓口を開設する。

4

5

6 13. 参考

7

8 日本登山医学会専門医制度について

9 DiMM カリキュラム

10 DiMM 更新要件(案)

11 保健師助産師看護師法

12 日本看護協会